

# 相続税・贈与税の国外財産に対する納税義務の見直し

## 1. 改正のポイント

### (1) 趣旨・背景

- ①高度外国人材等が日本で働きやすいように、在留資格により一時的に日本に住所を有する外国人同士の相続・贈与については、国外財産を相続税・贈与税の課税対象としないこととする。
- ②日本に住所を有しないことにより相続税・贈与税の課税を免れる租税回避行為が問題視されているため、抑制を図る。

### (2) 内容

- ①日本に住所のある外国人につき、在留資格をもって一時的滞在をしている場合等には、相続税・贈与税の課税対象を改正前の「国内及び国外双方の財産」から「国内財産のみ」に限定し、課税範囲を縮小する。
- ②被相続人(贈与者)・相続人(受贈者)のいずれもが、5年超日本に住所を有しない場合、国内財産のみが課税対象であったが、このルールが10年超に改正される。
- ③相続人(受贈者)が日本に住所を有せず、日本国籍を有しない場合でも、被相続人(贈与者)が10年以内に日本に住所を有していたときは、国内及び国外双方の財産が相続税・贈与税の課税対象になる。

### (3) 適用時期

平成29年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用。

### (4) 影響

- ①外国人が日本に駐在する際の懸念事項であった日本の相続税・贈与税の課税対象が、国内財産のみに限定されることにより、外国人材等の受入れが促進される。但し、滞在期間等に一定の要件があるため、注意が必要である。
- ②例えば、親子とも日本から海外に住所を移しても、10年間は国内及び国外双方の財産が日本の相続税・贈与税の課税対象になる。

## 2. 改正の内容

### ～改正の変遷～

#### (1) 平成12年度改正前

相続人・受贈者が国内に住所なしの場合には、国内財産のみ課税

相続人・受贈者 被相続人・贈与者		国内に住所あり	国内に住所なし
		国内に住所あり 国内に住所なし 問わない	国内に住所なし
		国内財産 国外財産 ともに課税	国内財産のみに課税

#### (2) 平成12年度改正後、平成25年度改正前

平成12年度改正：相続人・受贈者について国籍主義を導入

H12年度改正：国内財産・国外財産ともに課税

相続人・受贈者 被相続人・贈与者		国内に住所あり	国内に住所なし		日本国籍なし
			日本国籍あり	日本国籍なし	
			5年以上に住所あり	5年以上に住所なし	
		国内に住所あり	国内財産・国外財産ともに課税		国内財産のみに課税
		国内に住所なし	5年以上に住所あり	5年以上に住所なし	

#### (3) 平成25年度改正後、平成29年度改正前

平成25年度改正：相続人・受贈者が日本国籍なしの場合について課税強化

H25年度改正：国内財産のみに課税 → 国内財産・国外財産ともに課税

相続人・受贈者 被相続人・贈与者		国内に住所あり	国内に住所なし		日本国籍なし
			日本国籍あり	日本国籍なし	
			5年以上に住所あり	5年以上に住所なし	
		国内に住所あり	国内財産・国外財産ともに課税		国内財産のみに課税
		国内に住所なし	5年以上に住所あり	5年以上に住所なし	

問題点：子を海外に居住させることにより、国外財産を課税対象外とすることができた  
→H12年度改正により課税強化

問題点：例えば、子をハワイで出生してアメリカ国籍を取得させ、海外居住させれば国外財産を課税対象外とすることができた  
→H25年度改正により課税強化

問題点：日本国籍を持たない子を海外居住させ、その上で親が海外に転居し、国外財産を贈与税の課税対象外とする事例が生じた  
→H29年度改正により課税強化

問題点：親子ともに海外に居住して5年超が経過した場合、国内財産のみが課税の対象となるため、租税回避目的で5年を想定した移住の事例が生じた  
→H29年度改正により課税強化

## 2. 改正の内容

### (4) 平成29年度改正後

- …国内・国外財産に課税
- …国内財産に課税

被相続人 贈与者		相続人 受贈者		国内に居住		国外に居住		
		国内に居住	一時居住者 (※1)	日本国籍あり		日本国籍なし		
				10年以内に 住所あり	左記以外			
国内に居住	国内に居住							
	一時居住者(※1)		A					
国外に 居住	10年以内に住所あり							C (※3)
	日本国籍のない 短期滞在者(※2)							
	上記以外					B	日本国内財産 のみ課税(変更なし)	

※1 出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格(外国の大使、高度人材、プロスポーツ選手などが対象)を有する者であつて、相続開始・贈与前15年以内に日本に住所を有していた期間の合計が10年以下であるもの

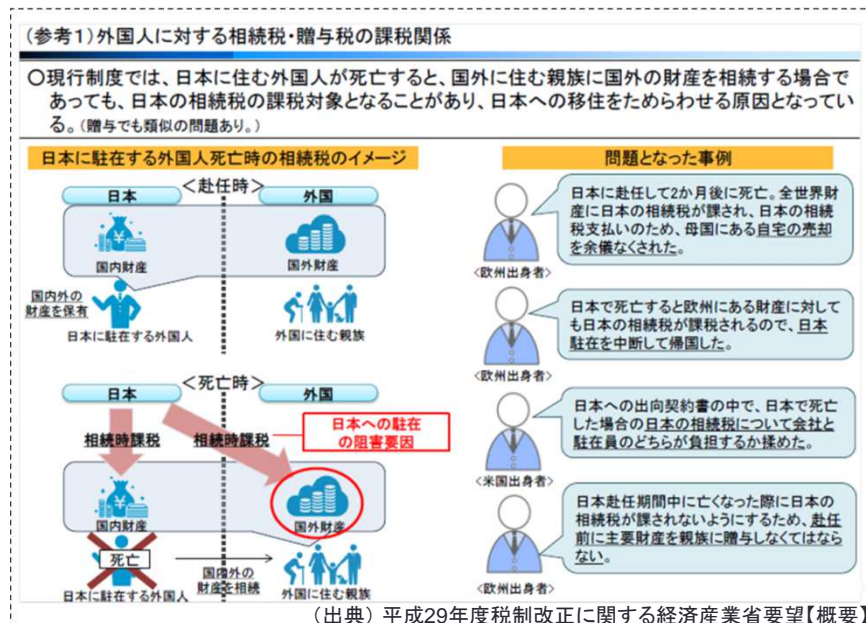
※2 相続開始・贈与前15年以内に日本に住所を有していた期間の合計が10年以下であり、当該期間引き続き日本国籍を有していなかったもの

※3 H29.4.1～H34.3.31までの間の非居住外国人(H29.4.1以後から相続・贈与の時まで引き続き日本に住所を有しない者で、日本国籍を有しない者)からの相続・贈与については、国内財産のみの課税として取扱われる

## 2. 改正の内容

### ①改正点 (A) 在留資格(※1)をもって日本に一時的に住所を有する者に対する課税対象の縮小

改正前は、外国人がたまたま日本に住所を有する時に死亡すると、国外に住む親族が国外の財産を相続する場合であっても、その国外財産は日本の相続税の課税対象であった。



改正後は、日本に赴任している外国人が日本で亡くなった場合、被相続人等及び相続人等が在留資格(※1)をもって一時的滞在(※2)をしているケースならば「国内財産のみ」を相続税の課税対象とする。つまり、外国企業の外国人駐在員が日本に滞在しているケースでは、日本に滞在している間に駐在員が亡くなった場合、日本国内の財産についてだけ日本の相続税の課税対象となり、海外の財産については課税対象とならない。

また、日本に住所を有する外国人駐在員の親(海外居住)が死亡し、その外国人駐在員が親から相続する国外財産についても、改正前は日本の相続税の課税対象であったが、改正後は、日本の相続税の課税対象外となる。

(※1) 出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格。

(※2) 一時的滞在とは、国内に住所を有している期間が、相続開始前15年以内で合計10年以下の滞在をいう。

(注) 贈与税の納税義務についても同様とする。

## 2. 改正の内容

### ②改正点 ㉔ 被相続人(贈与者)・相続人(受贈者)のいずれもが、10年超日本に住所を有しない場合、国内の財産のみに課税する(「5年」を「10年」にする課税強化)

改正前は、親子ともに海外に移住し、「5年超」経過したのちに、国外財産を贈与・相続することにより国外財産を課税対象外とする租税回避行為が見られた。この対応策として「5年超」を「10年超」とし、課税の強化を図る。

改正後は、親と子(日本国籍あり)がともに海外に移住してから10年超を経過した場合には、相続税・贈与税において国内財産のみが課税対象となる。

### ③改正点 ㉕ 相続人(受贈者)が日本国籍なし・日本に住所なしのケースで、被相続人(贈与者)が相続開始・贈与前10年以内に日本に住所を有していれば、国内及び国外双方の財産に課税する(課税強化)

改正前は、ハワイで出生して日本国籍を取得しなかった子(日本に住所なし)に対して、親が一時的に住所を国外に移した上で、国外財産を贈与する租税回避行為が見られた。これに対する課税強化が行われる。

改正後は、日本に住所を有せず、日本国籍を有しない相続人・受贈者(例えば、ハワイで出生して日本国籍を取得しなかった子)が、日本に住所を有しない被相続人・贈与者から相続・贈与により財産を取得する場合、被相続人・贈与者(日本国籍を有しない者であって一時的滞在をしていたものを除く)が相続開始・贈与前10年以内に日本に住所を有していたときは国内財産だけでなく、国外財産も課税対象に含めることとする。

### 3. 適用時期

平成29年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用される。

### 4. 改正の影響と留意点

#### (1) 高度外国人材等の受入れの促進

一時的に日本に住所を有する外国人同士の相続・贈与の場合等には、国外財産(本国の自宅等)が日本の相続税・贈与税の課税対象外となる。課税範囲が縮小されることで、日本への駐在の阻害要因が取り除かれ、高度外国人材等の受入れが促進されると考えられる。

但し、「在留資格者(※)」であっても日本での滞在期間が無制限ではないことに注意が必要である。日本に住所を有している期間が過去15年以内に合計10年を超えると、全世界課税となる。

※出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格をもって在留する者をいう。

#### (2) 親子とも日本から海外に住所を移す場合、10年間は国内財産・国外財産ともに課税

現在、親子とも海外移住した後5年を経過しているケースで、いずれ国外財産の贈与を予定している人も、改正により、海外移住後「10年超」を経過していなければ、全世界課税となる。